

	号外	定価 1部2円	No.2588 2021年 4月28日	新年度も1ヶ月経過。職場に人員は足りていますか？ 分会基礎調査で職場実態の点検をしましょう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合		

4.27 地公共闘・21県人勸に向け人事委員会へ要請書提出

マンパワー不足の中 職員の実感できる改善を 頑張っている

=賃金水準維持・不妊治療創設・子等の看護休暇拡充強く=

4月27日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：金田一文紀岩教組委員長）は、2021 人事委員会勧告に向けた全19項目からなる要請書を熊谷人事委員長あて提出。今年度も月例給・一時金の水準確保、休暇制度の充実（不妊治療休暇創設・子等の看護休暇拡充）をはじめ職員が職務に専念できる環境整備と賃金・労働条件の維持・向上に全力で取り組む。



今野人事委員会事務局長（右）に要請書を渡す金田一議長

【金田一議長】は「春闘では、コロナ禍で厳しい中でも、労使ともに賃上げの流れを止めない努力をしている」「震災から10年、街並みもきれいに道路事情も良くなったが、なりわい復興・心の復興は道半ば。マンパワー不足の中で頑張っている職員が実感できる改善を私たちは求めています」と強調し伝えた。



要請書の趣旨説明し、改善を求める地公共闘

【今野事務局長】は「民間調査は例年ベースの実施を予定。結果を見極め適切に対応」、「給与制度全体について、職員の声も大事だが県民の理解も必要」とした。

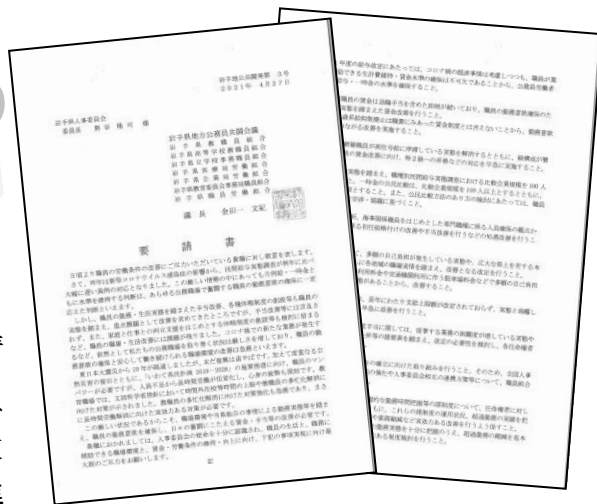
【出席役員】から「県北・沿岸地域は産科・婦人科の開業医が少なく、子を産み育てる環境が不足している。是非、不妊治療の特別休暇創設を」、「障がいを抱える家庭にも考慮し子等の看護休暇に係る年齢制限の撤廃を」、ハラスメント対策として「パワハラ事案を考慮した人事異動・環境管理と管理職への指導強化を」、続くコロナ情勢「結婚休暇の延長継続、キャリアアップ休暇延長の再認識」を強く訴えた。



回答する今野事務局長

賃金水準確保を県人勸闘争の最大課題としつつ、昨年来の継続課題改善に向け署名行動等を実施し、取り組みを強化していく。

労働運動で実現めざそう 重点事項はこれ!!



①賃金水準確保 コロナ禍の経済事情は考慮しつつも、職員が業務に精励できる生計費維持・賃金水準の確保は不可欠であることから、公務員労働者の月例給与・一時金の水準を確保すること。

②専門職・確保 獣医師、薬剤師、海事関係職員をはじめとした専門職種に係る人員確保の観点から、専門職種に係る初任給格付けの改善とともに、手当改善を行うなどの処遇改善を行うこと。

③諸手当改善を 通勤手当について、多額の自己負担が発生している実態や、広大な県土を有する本県の特長事情、さらに各地域の職場実情を踏まえ、改善となる改定を行うこと。特に、高速道路利用料金や交通機関利用に伴う駐車場料金などで多額の自己負担を強いられている実態があることから、改善すること。

住居手当については、長年にわたり支給上限額が改定されておらず、実態と乖離している状況を踏まえ、早急に改善を行うこと。

④休暇制度拡充 子育て支援として、学校行事等への参加に係る特別休暇の新設、子等の看護休暇の改善（休暇日数の拡大、子の年齢制限の撤廃、看護休暇の対象親族を拡大すること）、部分休業制度の拡充（小学校就学以降も対象とする等）を行うこと。仕事と家庭の両立支援の観点から、不妊治療に係る休暇を有給の特別休暇とし、必要な期間を取得できるよう拡充するとともに、更年期障害に係る休暇制度を創設すること。

⑤超勤把握・是正 超過勤務の上限規定や客観的な勤務時間把握等の諸制度について、任命権者に対して遵守するよう指導するとともに、これらの諸制度の運用状況、超過勤務の実績を把握・検証し、適正な人員配置や業務縮減など実効力ある改善を行うよう促すこと。また、任命権者ごとの職員の勤務実態を十分に把握のうえ、超過勤務の縮減を基本とした一層の具体的かつ実効力ある制度検討を行うこと。

勤務時間の変更など、勤務・労働条件の制度改正については、職員の業務実態を十分に把握し、労働組合の意見を十分に聞いたうえで判断すること。

⑥会計年度職員 会計年度任用職員制度に関し、同一労働同一賃金の趣旨には程遠い給与・報酬水準にとどまっている現状にあることから、賃金水準の改善を行うこと。また、休暇制度に関し常勤職員との権衡を基本とした制度とすること。

⑦定年延長対策 定年延長に当たっては従来の賃金・諸手当水準を維持するとともに、本人の希望を踏まえた働き方を可能とする制度（短時間勤務制度等）を設けること。また、当面の間は希望者全員が再任用となる制度を維持し、賃金水準は、退職時給与の8割となるよう改善を行うこと。併せて、再任用職員の任用に当たっては、人事委員会として、本人の希望に適う勤務形態や配置に配慮するよう任命権者に対応を促すこと。